

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：令和4年3月23日（令和4年（行個）諮問第5085号）

答申日：令和5年6月12日（令和5年度（行個）答申第5025号）

事件名：本人からの相談に係る労働相談票等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「私が令和3年特定月日に使用者による障害者虐待として相談した相談票及び顛末が分かる書類一式」（以下「本件請求保有個人情報」という。）の開示請求に対し、「開示請求人が令和3年特定月日に使用者による障害者虐待として相談した相談票及び顛末が分かる書類一式」に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別表に掲げる文書6に記録された保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報2」といい、本件対象保有個人情報1と併せて「本件対象保有個人情報」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、本件対象保有個人情報2を追加して特定すべきとしていることは妥当であるが、別表の3欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、令和3年11月12日付け山梨個開第03-39号により山梨労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書、意見書1及び意見書2によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 審査請求書

ア 処理経過

令和3年特定月日A被虐待者来局からはじめられ、個人の申出による受付の記載は誤りであり、本件は令和2年特定月日と令和3年特定月日Bに山梨県特定センターより山梨労働局特定室A氏に通報申し出によるものであり、内容等も山梨県特定センターに確認済みである。

なぜ個人的な申し出による処理が意図的に行われたのか悪意を感じる。

イ 特定課が心理的虐待にあたらないとの判断をしているが山梨県特定

センターの特定職が心理的虐待にあたる主旨の判断をして通報している。被虐待者は書面等で証明をしているにもかかわらず納得のいくものではない。山梨県特定委員会も令和3年特定月日Cに障害者虐待として取り上げている経緯もある。

ウ 山梨県知事宛情報提供書面に山梨労働局長の名、印が押されていない。左上に別案の記載など正式な書面とは認められない。報告も提出も行われておらず事務処理もしっかり行われていないのか疑問である。

エ 現在、被虐待者は虐待者に対して特定地方裁判所に労災中の未払い賃金支払い請求訴訟中であり、過去にも未払い賃金について虐待者より源泉所得税等を不当に請求された経緯もあり特定検察庁に刑事告訴状提出。また、虐待者が所得、源泉徴収額の訂正処理書類（法廷源泉書類）をごまかして特定市役所に提出。被虐待者、特定市役所、特定税務署で対応協議中（令和3年特定月日D現在）である。

以上記載の山梨労働局関係職員の実行は、刑事訴訟法239条2項に違反する行為である。障害者基本法6条、26条、29条にも違反している。障害者（相談者）に対して山梨労働局関係職員による虐待行為である。（資料略）

(2) 意見書1

ア 山梨個開第03-39号全開示については諮問庁の意見を尊重する。

イ 山梨個開第03-39号山梨県知事宛書面「4 労働局における虐待の判断」について

* 心理的虐待にあたらないと判断は無効を求める。

* 経済的虐待、身体的虐待については結果の開示を求める。

ウ 山梨個開第03-39号処置経過に記載がない事実がある。

* 山梨県特定センターより山梨労働局への通報が始点であるが、その経緯、内容が記載されていない（排除した）理由を求める。本件において最も重要視されるべき内容ではないのか。

* 山梨労働局が令和3年特定月日Eに障害者虐待での申請を拒否した理由を求める。

エ 現在も虐待者からの虐待行為は治まらず、その行為は顧問弁護士が共謀し悪質化している為、再度、指導の上で事実認定を求める。犯罪行為（特定罪相当）に発展している。

全開示については諮問庁の判断を尊重して一部開示で承諾出来るが、山梨労働局と関係各所の対応が不透明で不信感を抱かせるような点が多く内容に信用出来ない。

山梨県特定センターよりの通報部分をなぜ隠す必要があるのか疑問であり、同センターは県の正式な障害者対応専門機関でありその意見は尊重すべきではないのか。

心理的虐待を認めない部分については虐待者の行為により被虐待者本人がそのように感じており、精神科医にも数回受診相談した経緯もある。被虐待者の主観が大事であり個人差があると考えられるが、自殺等の生命にかかわる事態が発生しなければ認められないのかと疑問であり認定基準があるのであれば示して頂きたい。

経済的虐待，身体的虐待結果については，心理的虐待の結果部分を公開したにも関わらず，なぜ全て不開示にする必要があるのか疑問である。会社側に法律違反（犯罪行為）があれば公開するべきであり，非公開にする理由が無いと考えられる。

諮問庁の理由説明書には会社側に対しての配慮が認められるが，障害者本人の人権はどのように理解しているのか疑問であり，犯罪行為に加担しているように受け止められる発言である。「国家権力の上に一国民は泣き寝入りしろ」とも受け止められる発言であり，障害者基本法の障害者の保護に反する発言であると感じられる。（略）

関係省庁の正しい判断を一人の国民として求めます。

寛大なるご理解と障害者が健全な生活ができる環境づくりに尽力をお願い申し上げます。（資料略）

（3）意見書 2

厚生労働省補充理由説明書の内容について，また不開示について納得のいかない点があり，申立てを行いたく意見書として提出いたします。

* 添付資料①

山梨県知事宛書面に労働局長印が無く正式な書面を開示しているとは理解できない。（令和3年〇月当時は認め印が必要）

山梨県知事宛書面「4 労働局における虐待の判断」で（心理的虐待）虐待にあたらぬ部分は公開して，なぜその他（経済的虐待，身体的虐待）の部分は非公開にしたのか意味不明であり，公開すべきである。個人情報保護とは無関係ではないのか。法律違反があるならば公開し正すべきである。（略）

憲法99条に違反該当する可能性がある行為と思われる為，調査対策が必要と感じる。（資料略）

第3 諮問庁の説明の要旨

諮問庁の説明は，理由説明書及び補充理由説明書（不開示情報該当性について，法14条2号に該当する部分を追加するものであり，下記3（2）ウ（ウ）ないし（オ）及び別表において下線部で示す。）によると，おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

（1）審査請求人は，令和3年9月16日付け（同日受付）で処分庁に対し，法の規定に基づき本件請求保有個人情報の開示請求を行った。

(2) これに対して処分庁が部分開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、令和3年12月22日付け（同月23日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、新たに本件対象保有個人情報2を特定し、その一部を開示するとともに、原処分における不開示部分については、不開示の理由となる根拠条項を追加した上で、これを維持することが妥当である。

3 理由

(1) 本件対象保有個人情報について

本件対象保有個人情報が記載された行政文書は、次のアからカに掲げる文書である。

ア 労働相談票（使用者による障害者虐待）及び処理経過

当該文書は、労働相談票（使用者による障害者虐待）及び処理経過で構成される。労働相談票（使用者による障害者虐待）は、山梨労働局特定室が障害者虐待に係る相談を記録したものであり、処理経過は、山梨労働局特定室において把握した進捗管理の内容について記載するものである。

イ 対応部署決定通知関連文書

当該文書は、山梨労働局特定室長が、山梨労働局特定部A及び特定部Bを対応部署として決定の上、各対応部署の長あてに通知を行った文書であり、山梨労働局特定室長から、各対応部署の長あてに発出された事務連絡文書、労働相談票（使用者による障害者虐待）、処理経過並びに被虐待者提出資料で構成される。

ウ 特定部Aにおける処理終了報告関連文書

当該文書は、特定公共職業安定所において実施した、障害者雇用促進法18条に基づく、本件相談等に係る事業主に対する助言及び指導に係る処理について報告した文書であり、山梨労働局特定部A長から特定室長あてに発出された事務連絡文書、処理経過及び事情確認・聴取票で構成されている。

エ 特定部Bにおける処理終了報告関連文書

当該文書は、特定労働局特定部B及び特定労働基準監督署における、労働基準関係法令に係る本件相談等の処理について報告した文書であり、山梨労働局特定部B長から山梨労働局特定室長あてに発出された事務連絡文書、特定労働基準監督署長から山梨労働局特定部B長あてに発出された事務連絡文書、監督復命書及び処理経過で構成されている。

オ 情報提供書（案）

当該文書は、特定労働局において本件相談等に係る一連の処理が終了した際に、山梨県知事に対し、情報提供を行うため作成した事務連絡文書の案である。

カ 情報提供書（写）

当該文書は、上記オについて、処分庁から山梨県知事あてに実際に発出した事務連絡文書の写しである。

諮問庁において確認したところ、処分庁において上記アないしオとともに保管されていたため、新たに本件対象保有個人情報2として特定することが妥当であると判断する。

(2) 不開示情報該当性について

ア 労働相談票及び処理経過（文書1）

(ア) 文書1の①には、下記ウ（ア）と同じ内容の情報又はウ（ア）の情報が類推される情報が記載されている。

これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはその結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼすものであり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ、5号及び7号イにも該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書1の②は、下記ウ及びこれに関連する情報が記載されている。

これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事

業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはその結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

イ 特定部Aにおける処理終了報告関連文書（文書3）

（ア）文書3の①の不開示とした部分には、被申告事業所から聴取した情報を基に公共職業安定所の担当者が行った判断及び処理方針が記載されており、これらを開示することとなれば、公共職業安定所における助言、指導を免れるために、法令違反と判断される事実及び資料が隠匿されること等が考えられる。このため、公共職業安定所が行う事業所指導の業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条7号柱書きに該当し、不開示を維持することが妥当である。

（イ）文書3の②、④、⑤の不開示とした部分には、下記ウ（ア）と同じ内容の情報又はウ（ア）の情報が類推される情報が記載されている。

これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報が開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはその結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当し、不開示を維持することが妥当である。

（ウ）文書3の③の不開示とした部分には、公共職業安定所が面談した人物の情報が記載されており、当該情報には、審査請求人以外の特定の個人を識別できる職氏名が含まれており、当該情報は法14条2号に該当し、かつ同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、当該部分は不開示を維持することが妥当である。

(エ) 文書3の⑥、⑦の不開示とした部分には、当該事業場の内部管理及び内部における事務処理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、これらの情報は行政機関の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものである。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

ウ 特定部Bにおける処理終了報告関連文書（文書4）

(ア) 文書4の①、②、③、④は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、その結果としての行政措置の有無に係る情報等が記載されている。

これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはその結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(イ) 文書4の⑤には、監督指導を実施した後の事案全体の事後処理方針に係る所属長による判決及びこれに関する担当官の意見が記載されている。

「署長判決」欄において、所属長は、監督復命書に記載された各

種情報及び「参考事項・意見」欄に記載された担当官の意見も踏まえた上で、「完結」、「要再監」、「要確認」、「要是正報告」及び「要改善報告」の5つの区分から事案の処理方針を決定する。

「完結」とは、監督指導を実施した事業場において、労働基準関係法令違反やその他の問題点がないため行政指導の必要がなく処理終了とする場合、又は非常に重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため行政指導には馴染まず、刑事手続に移行する場合に行う判決、「要再監」とは、重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場に対して再び監督指導を実施することによって確実に行うべきとする判決、「要確認」とは、「要再監」には至らないものの悪質な法違反が認められるため、当該法令違反の是正確認に当たっては、当該事業場から客観的な資料の提出を求め、それによって確実な確認を行うべきとする判決、「要是正報告」とは、「要再監」又は「要確認」以外の法違反が認められるため、当該事業場からの是正の報告をもって処理終了とすべきとする判決、「要改善報告」とは、労働基準関係法令違反ではないものの、労働環境の改善に向けた指導すべき事項が認められるため、当該事業場からの改善の報告をもって処理終了とすべきとする判決である。

「要再監」や「要確認」（労働基準関係法令違反が認められた場合の「完結」を含む。以下同じ。）の判決がなされた事案の場合、これらの情報が開示されることとなれば、事業場において認められた法違反が悪質であると捉えられることにより、当該事業場が是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている場合であっても、当該事業場が是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれるおそれがある。また、仮に他の情報から「署長判決」欄の内容が推測されたとしても、このような誤った印象を持たれるおそれについては、単に推測されるに留まっている場合と、労働基準監督署長が現に判断したものが具体的に明らかになる場合とでは、次元が大きく異なるものである。さらに、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案のみを開示しない取扱いとした場合には、「署長判決」欄が開示されていないときは、「要再監」や「要確認」の判決がなされた事案であることが明らかとなるため、特定の署長判決である場合のみを開示すべきではなく、いずれの署長判決であったとしても一律に開示しないこととすべきである。

したがって、これらの情報が開示された場合、事業場における信用を低下させ、取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることか

ら、法14条3号イに該当する。

加えて、上述のとおり、是正意欲を有し、その後積極的に是正・改善を行っている事業場であっても「署長判決」欄が公にされたことによって、是正意欲を持たない悪質な事業場であるとの誤った印象を持たれ、労働基準監督官による指導に対する是正意欲を無くすほか、そもそも指導自体をさせないように監督指導に非協力的になるなど、法違反の隠蔽にもつながることとなりかねず、その結果、労働基準関係法令違反の発見を困難にするおそれが生じ、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれも生じるものである。

したがって、これらの情報が開示された場合、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

さらに、いわゆる災害調査復命書のうち行政内部の意思形成過程に関する情報に係る部分は民事訴訟法（平成8年法律第109号）220条4号ロ所定の文書に該当するが、労働基準監督官等の調査担当者が職務上知ることができた事業者にとっての私的な情報に係る部分は同号ロ所定の文書に該当しないとされた最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定において、「行政内部の意思形成過程に関する情報」の例示として災害調査復命書の「署長判決」を挙げているが、この災害調査復命書における「署長判決」欄と本件監督復命書における「署長判決」欄は、労働基準監督署長が行う事案の処理方針の決定を行う点において同様のものであり、本件監督復命書における「署長判決」欄も、行政内部の意思形成過程に関する情報である。

したがって、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イに該当することに加え、同条5号、6号及び7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(ウ) 文書4の⑥は、労働基準監督官が臨検監督を実施した際の面談者職氏名に係る情報等が記載されている。

面談者職氏名については、労働基準監督官が面談した人物の情報が記載されており、当該審査請求人以外の特定の個人を識別できる職氏名が含まれており、当該情報は法14条2号に該当し、かつ、

同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないため、不開示を維持することが妥当である。

(エ) 文書4の⑦は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはその結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イにも該当するため、不開示を維持することが妥当である。

(オ) 文書4の⑧には、氏名等審査請求人以外の個人に関する情報であって、審査請求人以外の特定の個人を識別することができる情報が記載されていることから、当該情報は、法14条2号に該当し、かつ、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しない。

また、当該事業場の内部管理及び内部における事務処理等に関する情報が記載されていることから、これらの情報が開示されることとなれば、事業場の内部情報が明らかとなり当該事業場の取引関係や人材確保の面等において、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、これらの情報は、法14条3号イに該当する。

これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、これらの情報は労働基準監督署に対して開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているもので

あることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報が開示されることとなれば、労働基準監督署における調査の手法が明らかになり、労働基準監督官の行う検査等に関する事務に関し、正確な事実の把握を困難にし、また、違法行為の発見が困難になるなど、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあることから、法14条5号及び7号イに該当する。

さらに、これらの情報には、国の機関の内部における検討又は協議に関する情報が含まれており、これらを開示することにより、行政内部の意思形成過程に関する情報が明らかとなり、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあることから、法14条6号に該当する（参考 最高裁判所平成17年10月14日第三小法廷決定（民集59巻8号2265頁））。

以上のことから、これらの情報は、前段で述べた法14条2号、3号イに該当することに加え、同条3号ロ、5号、6号及び7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

エ 情報提供書（案）及び情報提供書（写）（文書5及び6）

文書5及び6の①の不開示部分は、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実、事業場への指導内容等の行政措置に係る情報等が記載されている。これらの情報は、法人内部の労務管理に関する情報等であることから、開示されることとなれば、人材確保の面等において当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法14条3号イに該当する。

また、これらの情報には、法人に関する情報が含まれており、労働基準監督署の要請を受けて、開示しないと条件で任意に提供されたものであって、通例として開示しないこととされているものであることから、法14条3号ロに該当する。

加えて、これらの情報には、特定事業場が特定労働基準監督署との信頼関係を前提として、労働基準監督官に対して明らかにした事業場の実態に関する情報が記載されている。これらが開示されることとなれば、当該事業場を始めとして事業場と労働基準監督官との信頼関係が失われ、今後労働基準監督官に対する関係資料の提出等について非協力的となり、また、労働基準監督官の指導に対する自主的改善についても意欲を低下させ、さらにはその結果として法違反の隠蔽を行うなど、検査事務という性格を持つ監督指導業務の適正な遂行に支障を及ぼし、ひいては犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため、法14条5号及び7号イに該当する。

以上のことから、これらの情報は、法14条3号イ及びロ、5号並

びに7号イに該当するため、不開示を維持することが妥当である。

4 請求者の主張について

請求者は、審査請求の理由として、審査請求書において、種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断に影響を及ぼすものとは認められない。

5 結論

以上のとおり、本件対象保有個人情報については、新たに特定した本件対象保有個人情報2についてその一部を開示するとともに、原処分における不開示部分は、不開示の理由となる根拠条項として、法14条3号イ及びロ並びに6号を加えた上で、これを維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和4年3月23日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年4月13日 審査請求人から意見書1及び資料を收受
- ④ 同月14日 審議
- ⑤ 令和5年4月17日 本件対象保有個人情報の見分及び審議
- ⑥ 同年5月12日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑦ 同月22日 審査請求人から意見書2及び資料を收受
- ⑧ 同年6月6日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は、本件対象保有個人情報1の一部について、法14条2号、5号並びに7号柱書き及びイに該当するとして、不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、本件対象保有個人情報1以外に該当する保有個人情報の特定及び不開示部分の開示を求めていると解される。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、新たに本件対象保有個人情報2を特定し、その一部を開示するとともに、法の適用条項として法14条3号イ及びロ並びに6号を追加した上で、不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象保有個人情報を見分した結果を踏まえ、本件対象保有個人情報の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

- (1) 審査請求人は、審査請求書(上記第2の2(1))において、「山梨県知事宛情報提供書面に山梨労働局長の名、印が押されていない。左上に別案の記載など正式な書面とは認められない。報告も提出も行われておらず事務処理もしっかり行われていないのか疑問である。」と述べ、原処分において開示された本件対象保有個人情報1以外の保

有個人情報の開示を求めていると解される。

- (2) これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象保有個人情報2を特定することとしており、諮問庁から提示を受けた本件対象保有個人情報2を確認したところ、本件に係る文書であり、審査請求人に関する情報で、同人を識別することができることとなるものと認められ、本件請求保有個人情報に該当するものと認められる。

また、処分庁が本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していないかどうか改めて諮問庁に確認させたところ、山梨労働局において改めて執務室内の書棚、共有ドライブ等を探索したが、本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報は確認されなかったとのことであった。

以上を踏まえると、山梨労働局において本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有していないとする諮問庁の上記説明は否定できず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。また、文書の探索範囲及び方法について不十分であるとも認められない。

したがって、諮問庁が新たに本件対象保有個人情報2を特定すべきとしていることは、妥当である。

3 不開示情報該当性について

- (1) 開示すべき部分（別表の3欄に掲げる部分）について

ア 通番1及び通番2(1)は、労働相談票（使用者による障害者虐待）及び処理経過の「処理経過」欄、通番4は、特定部Aにおける処理終了報告関連文書のうち処理経過の「年・月・日」欄、通番6は、同関連文書のうち事情確認・聴取票の「聴取の方法」下欄、通番7は、同関連文書のうち同票の「訪問日時」欄、通番16(1)は、特定部Bにおける処理終了報告関連文書のうち監督復命書の「監督年月日」欄、通番17(2)は、同関連文書の一部、通番18及び通番19は、情報提供書（案）及び同文書（写）に記載された日付である。

当該部分は、特定公共職業安定所及び特定労働基準監督署が特定事業所を訪問し、事実確認等を行った日付が記載されていると認められる。

当該部分は、これを開示しても、特定事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められない。また、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとも認められない。

当該部分のうち通番 2 (1), 通番 16 (1), 通番 17 (2), 通番 18 及び通番 19 は, 審査請求人に対して開示しないという条件を付すことが, 当該情報の性質等に照らして合理的であるとは認められない。

当該部分のうち通番 17 (2) は, 開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものとは認められず, 行政機関内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ, 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 3 号イ, 5 号及び 7 号イに加え, 当該部分のうち通番 2 (1), 通番 16 (1), 通番 17 (2), 通番 18 及び通番 19 は, 同条 3 号ロ, 当該部分のうち通番 17 (2) は, 同条 2 号及び 6 号のいずれにも該当せず, 開示すべきである。

イ 通番 2 (2) は, 労働相談票 (使用者による障害者虐待) 及び処理経過の「処理経過」欄, 通番 16 (2) は, 特定部 B における処理終了報告関連文書のうち監督復命書の「参考事項・意見」欄, 通番 17 (3) は, 同関連文書の一部に記載された当該事案に係る処理経過の一部である。

当該部分は, 原処分において既に開示されている情報から, 審査請求人が推認できる情報であると認められる。

したがって, 当該部分は, 上記アと同様の理由により, 法 14 条 3 号イ及びロ, 5 号並びに 7 号イに加え, 当該部分のうち通番 17 (3) は, 同条 2 号及び 6 号のいずれにも該当せず, 開示すべきである。

ウ 通番 14 は, 特定部 B における処理終了報告関連文書のうち監督復命書の「署長判決」欄の日付部分である。

当該部分は, これを開示しても, 労働基準監督機関が行う検査等に係る事務に関し, 正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし, 若しくはその発見を困難にするおそれがあるとは認められず, 特定事業場の権利, 競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとも認められない。また, 犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があるとは認められず, さらに, 行政機関内の率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ, 不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものとも認められない。

したがって, 当該部分は, 法 14 条 3 号イ, 5 号, 6 号及び 7 号イのいずれにも該当せず, 開示すべきである。

エ 通番 17 (1) は, 特定部 B における処理終了報告関連文書の一部

の様式部分である。

したがって、当該部分は、上記アと同様の理由により、法14条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分（別表の3欄に掲げる部分を除く部分）について

ア 法14条2号該当性

通番5は、特定部Aにおける処理終了報告関連文書のうち事情確認・聴取票の「事情聴取の対象者職氏名：」欄に記載された特定事業所関係者の職氏名、通番15は、特定部Bにおける処理終了報告関連文書のうち監督復命書の「面接者職氏名」欄に記載された、特定労働基準監督署の職員が特定事業所を調査するに当たって面談した特定事業所関係者の職氏名である。

当該部分は、法14条2号本文前段に規定する開示請求者以外の個人に関する情報であって、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに該当する。

また、当該部分は、法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められないことから、法14条2号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。さらに、当該部分は個人識別部分であることから、法15条2項による部分開示の余地はない。

したがって、当該部分は、法14条2号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法14条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イ該当性

通番17は、特定部Bにおける処理終了報告関連文書の一部に記載された、障害者の虐待防止に関する相談・通報を受けて行政機関が行う対応方法や、特定事業所から聴取した内容を踏まえた特定労働基準監督署の見解及び指導内容等である。

当該部分を開示すると、特定事業所を始めとする事業主が事実確認等に関して非協力的となるなど、国の機関が行う障害者虐待防止法に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。また、労働基準監督機関が行う監督指導に係る手法・内容等が明らかとなって、同機関が行う監督指導に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるとも認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号イに該当し、同条2号、3号イ及びロ、5号並びに6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法14条3号イ、5号、6号及び7号イ該当性

通番14は、特定部Bにおける処理終了報告関連文書のうち監督復命書の「署長判決」欄（日付部分を除く。）及び「参考事項・意見」欄の記載の一部である。

当該部分は、特定労働基準監督署における監督指導に係る労働基準監督官の対応方針であり、特定労働基準監督署の調査手法・内容が明らかになる情報であると認められる。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

エ 法14条3号イ及びロ該当性

通番8及び通番9は、特定部Aにおける処理終了報告関連文書のうち事情確認・聴取票に記載された、特定公共職業安定所が聴取した特定事業所の内部管理及び内部における事務処理等に関する情報である。

このため、当該部分を開示すると、当該事業所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条3号イに該当し、同号ロについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法14条3号イ及びロ、5号並びに7号イ該当性

通番2は、労働相談票（使用者による障害者虐待）及び処理経過の「処理経過」欄、通番11及び通番13は、特定部Bにおける処理終了報告関連文書のうち使用者による障害者虐待に係る事案の報告の「障害者虐待に係る行政指導等の内容」欄、通番18①a及び通番19①aは、情報提供書（案）及び同文書（写）に記載された、特定事業所から聴取した内容を踏まえた特定労働基準監督署の見解及び指導内容等である。

通番10及び通番12は、同関連文書のうち使用者による障害者虐待に係る事案の報告の「障害者虐待の有無」欄、通番18①b及び通番19①bは、情報提供書（案）及び同文書（写）の「経済的虐待：」及び「身体的虐待：」欄に記載された、労働基準監督官が臨検監督を実施したことにより判明した事実に基づく労働基準監督署の判断である。

通番16⑦aは、同関連文書のうち監督復命書の記載の一部であり、「完結区分」、「監督種別」、「監督重点対象区分」、「特別監督対象区分」及び「別添」の各欄並びに枠外に手書きで記載された補足等は、原処分において既に開示されている情報と照らし合わせても、審査請求人が知り得る情報であるとは認められない。

また、「No.」、「違反法条項・指導事項・違反態様等」及び「是正期日・改善期日（命令の期日を含む）」の各欄は、特定労働基

準監督署監督官の判断等が記載されている。

通番16⑦bは、同関連文書のうち監督復命書の「参考事項・意見」欄に記載された、特定事業所から聴取した内容を踏まえた特定労働基準監督署の見解及び指導内容等である。

したがって、当該部分は、上記イと同様の理由により、法14条7号イに該当し、同条3号イ及びロ並びに5号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

カ 法14条7号柱書き該当性

通番3は、特定部Aにおける処理終了報告関連文書のうち使用者による障害者虐待に係る事案の報告（追加）の「障害者虐待に係る行政指導等の内容」欄に記載された、特定事業所から聴取した内容を踏まえた特定公共職業安定所の見解及び指導内容等である。

このため、当該部分を開示すると、公共職業安定所が行う障害者虐待防止に関する調査手法等が明らかとなり、国の機関が行う障害者虐待防止法等に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法14条7号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求保有個人情報の開示請求に対し、本件対象保有個人情報1を特定し、その一部を法14条2号、5号並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象保有個人情報2を追加して特定し、本件対象保有個人情報の一部を同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号柱書き及びイに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、山梨労働局において本件対象保有個人情報の外に本件請求保有個人情報に該当する保有個人情報を保有しているとは認められないので、本件対象保有個人情報2を追加して特定すべきとしていることは妥当であり、不開示とされた部分のうち、別表の3欄に掲げる部分を除く部分は、同条2号、3号イ並びに7号柱書き及びイに該当すると認められるので、同条3号ロ、5号及び6号について判断するまでもなく、不開示とすることは妥当であるが、同欄に掲げる部分は、同条2号、3号イ及びロ、5号、6号並びに7号イのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 長屋 聡, 委員 久末弥生, 委員 葭葉裕子

別表 不開示情報該当性

1 文書番号, 文書名及び頁			2 原処分における不開示部分			3 2 欄のうち開示すべき部分
			該当箇所	法 1 4 条各号該当性	通番	
文書 1	労働相談票及び処理経過	1 ないし 4	① 3 頁「処理経過」欄 2 3 行目 1 文字目ないし 9 文字目	3 号イ, 5 号, 7 号イ	1	全て
			② 4 頁「処理経過」欄 3 行目 1 文字目ないし 8 行目最終文字	3 号イ及びロ, 5 号, 7 号イ	2	
文書 2	対応部署決定通知関連文書	5 ないし 3 3	—	—	—	—
文書 3	特定部 A における処理終了報告関連文書	3 4 ないし 3 7	① 3 4 頁「障害者虐待に係る行政指導等の内容」欄 3 行目 1 文字目ないし 4 行目最終文字	7 号柱書き	3	—
			② 3 5 頁「年・月・日」欄不開示部分	3 号イ, 5 号, 7 号イ	4	全て
			③ 3 6 頁「事情聴取の対象者職氏名:」欄不開示部分	2 号	5	—
			④ 3 6 頁「聴取の方法」下欄の不開示部分	3 号イ, 5 号, 7 号イ	6	全て
			⑤ 3 6 頁「訪問日時」欄 1 文字目ないし最終文字	3 号イ, 5 号, 7 号イ	7	全て
			⑥ 3 6 頁「事情確認・聴取票」8 行目 1 文字目ないし 2 3 行目最終文字	3 号イ及びロ	8	—
			⑦ 3 7 頁「事情確認・聴取票」1 行目 1 文字目ない	3 号イ及びロ	9	—

			し19行目最終文字			
文書 4	特定部 Bにお ける処 理終了 報告関 連文書	38な いし4 6	① 38頁「障害者虐待の有無」欄1文字目ないし最終文字	3号イ及びロ, 5号, 7号イ	10	—
			② 38頁「障害者虐待に係る行政指導等の内容」欄1行目1文字目ないし5行目最終文字	3号イ及びロ, 5号, 7号イ	11	—
			③ 39頁「障害者虐待の有無」欄1文字目ないし最終文字	3号イ及びロ, 5号, 7号イ	12	—
			④ 39頁「障害者虐待に係る行政指導等の内容」欄1行目1文字目ないし4行目最終文字	3号イ及びロ, 5号, 7号イ	13	—
			⑤ 40頁「署長判決」欄の不開示部分, 41頁「参考事項・意見」欄2行目1文字目ないし最終文字	3号イ, 5号, 6号, 7号イ	14	40頁「署長判決」欄(日付部分に限る。)
			⑥ 40頁「面接者職氏名」欄不開示部分	2号	15	—
			⑦ a 40頁ないし41頁上記⑤及び⑥以外の不開示部分 (bを除く。)	3号イ及びロ, 5号, 7号イ	16	(1) 40頁「監督年月日」欄 (2) 40頁「参考事項・意見」欄1行目ないし2行目37文字目
			⑦ b 40頁「参考事項・意見」欄, 41頁「参考事項・意見」欄1行目1文字目ないし最終文字			
⑧ 42頁ないし46頁全面不開示	2号, 3号イ及び	17	(1) 42頁及び43頁の表の最上段及び最			

				ロ , 5 号 , 6 号 , 7 号 イ		下段 (2) 43頁の表の上 から3段目左枠の記述 部分 (3) 43頁の表の上 から3段目右枠の1行 目
文書 5	情報提 供書 (案)	47ないし4 8	① a 47頁ないし48頁不開示部分 (bを除く。) ① b 48頁不開示部分の1行目及び2行目	3号イ及びロ, 5号, 7号イ	18	47頁不開示部分の上から1行目及び2行目, 下から1行目
文書 6	情報提 供書 (写)	追加	① a 上記文書5 ①において示した部分と同様の部分を不開示 (bを除く。) ① b 上記文書5 ① b に同じ (上記以外を新たに開示)	3号イ及びロ, 5号, 7号イ	19	上記文書5の3欄に掲げる部分と同じ

(当審査会注)

文書3の⑤及び⑦, 文書4の⑦, 文書5の①及び文書6の①に係る2欄の該当箇所の記載方法は, 当審査会事務局において整理した。